

## 開示実施手数料の減額（免除）申請書

文部科学大臣 殿

スポーツ庁宛での請求の  
場合はスポーツ庁長官、  
文化庁宛での請求の場合  
は文化庁長官としてくだ  
さい。

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり、行政文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

1. 開示決定のあった行政文書の名称等  
〇〇に関する報告書（〇年度）

行政文書開示決定通知書  
の「1 開示する行政文  
書の名称」記載の文書名  
を記入してください。

行政文書開示決定通知書  
記載の日付及び文書番号  
を記入してください。

（開示決定通知書の日付・文書番号： 令和〇年〇月〇日 〇〇受文科総第〇〇〇〇号）

2. 減額（免除）を求めらるる額  
〇〇〇〇円

開示実施手数料が  
① 2,000円を超える場合  
は2,000円  
② 2,000円以下の場合  
は当該2,000円以下の額  
です（行政機関の保有する情  
報の公開に関する法律施行令  
第14条第1項）。

該当する号を  
記載してくだ  
さい。

3. 減額（免除）を求めらるる理由

① 生活保護法（昭和25年法律第117号）第11条第1項第  
ており、手数料を納付する資力がないため。

号に掲げる扶助を受け

② その他  
〇〇のため。

①以外の理由で減額（免  
除）を求めらるる場合はこ  
ちらに〇印を付した上でその理  
由を具体的に記載してくだ  
さい。

（注）①又は②のいずれかに〇印を付してください。

①に〇を付した場合は、号数の欄を記入し、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に〇を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。